

当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金
太陽光発電設備、蓄電池、熱利用設備、ZEH、ZEH⁺
Q&A

1 補助金について

Q. 譲り受けた設備等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？

A. 補助を受けることはできません。未使用かつ購入品が対象となります。

Q. 設備を設置するとき、どのような経費が対象になりますか？

A. 設備本体の価格と、設置に係る工事費が対象になります。対象外となる例としては、

- ・既存設備の撤去費
- ・電力会社への申請手数料
- ・石綿調査費、対策工事費

があります。

Q. 太陽光発電設備の補助金額の算出の仕方は、どうなっていますか？

A. 個人 10 万円 × 太陽光発電出力 (kW) (kW は小数点以下切り捨てで計算する)

事業所 5 万円 × 太陽光発電出力 (kW) (kW は小数点以下切り捨てで計算する)

(例) 個人の場合

①太陽光モジュールの交渉最大出力の合計値 : 13kW

②パワーコンディショナーの定格出力の合計値 : 9.9kW

① 及び②のいずれか低い方を採用となり、②を採用。

小数点以下切り捨てのため、9KW × 10万円 = 90万円

Q. 交付決定後に経費または設置する設備の型番等が変更した場合はどうしたらよいですか？

A. 設置する設備の型番が変更した場合は、すみやかに変更申請書を提出する必要があります。補助対象金額に変更がある場合は、交付決定の補助金額が上限となります。

Q. 太陽光発電設備 (太陽光パネル) について、既に設置済みの場合、設備の増設は対象になりますか？

A. 対象になりますが、対象外となるケースもありますのでご相談ください。

Q. 蓄電池について、防災用の持ち運び可能な蓄電池は対象になりますか？

A. 対象となりません。非常用予備電源は対象となりません。(初期実効容量 1kW 以上でパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであることが対象の条件です)

Q. 熱利用設備について、薪ストーブや木質ペレットストーブを設置する場合、煙突工事は対象経費に含まれますか？

A. 含まれます。

Q. ZEH、ZEH+住宅について、太陽光発電設備を設置するZEH、ZEH+の住宅で、ZEH、ZEH+の補助申請をする場合

太陽光発電設備と蓄電池を別に申請はできますか？

A. 太陽光発電設備、蓄電池については、申請可能です。

2 申請方法

Q. 見積りをとる事業者指定はありますか？

A. 指定はありません。

Q. 申し込みは、FAX や電子メールでも提出できますか？

A. FAX や電子メールでは提出できません。提出方法は窓口を持参か、郵送のみとなります。

Q. 申請者の名前は誰の名前がいいのですか？

A. 設備を設置する住宅を所有している方のお名前で申請してください。添付書類の見積り書の写し等、同一の名前である必要があります。

Q. 申込前に対象設備の契約を行ってもよろしいですか？

A. 役場からの交付決定前に工事が完了している場合は対象外となります。交付決定後、契約や発注を行ってください。

Q. 申込前に対象設備の設置工事が終わっている場合は対象になりますか？

A. 役場からの交付決定前に工事が完了している場合は対象外となります。交付決定後、契約や発注を行ってください。

Q. これから当別町に引っ越す場合は、申請可能ですか？

A. 可能ですが、実績報告時（設備設置工事完了後、30 日以内に提出）に当別町の住民票を提出する必要があります。

Q. 他の補助金との併用は可能ですか？

A. 同一設備において、国の補助金を併用することはできません。

Q. 二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにも設備の設置を行う場合、二軒分として補助金活用は可能ですか？

A. 同一の建物は一つの申請としてみます。ただし、二世帯住宅の場合、区分登記かつ住宅瑕疵担保責任保険にそれぞれで加入していること、また、建物内でつながっていない場合は、それぞれで申請可能となります。住宅瑕疵担保責任保険の適用外の時期の住宅は、火災保険と読み替え可能とします。

Q. アパート・賃貸マンションに複数台設置する場合は、部屋ごとに申請できますか？

A. 同一の建物は一つの申請とみます。建物が分かれている場合は、建物のごとに申請可能です。また、自宅と事業所が同一敷地内の場合、建物が分かれている場合は、それぞれ申請可能となります。

Q. 実績報告時の利用状況（発電量、自家消費率等）の書類はどのようなものを提出したらよいですか？

A. モニターやアプリ等で発電量、自家消費率など、利用状況の確認できる電子データ（エクセルやCSV）の提出をお願いします。電子データの提出が出来ない場合、モニターやアプリで発電量、自家消費率がわかる画面をお手持ちのスマートフォンなどで撮影、印刷し、提出することも可能です。

Q. 店舗兼住宅に1基の太陽光発電システムの設置を行う場合はどうしたらいいですか？

A. 店舗兼用住宅（建物内で行き来ができる）、店舗併用住宅（建物内で行き来ができない）とも「一般住宅対象」ではなく「事業者対象」にて申請してください。

Q. 蓄電池について、太陽光発電設備が既に設置されている場合、蓄電池だけの補助申請はできますか？

A. 申請できません。太陽光発電設備と併せて申請する必要があります。

Q. 変更（廃止）申請書はどんな時に提出しますか？

- ①交付決定後、設置する前に金額が変更した（変更が下がった場合）
- ②設備を設置した結果、金額が変更した（変更が下がった場合）
- ③着手予定日が変更した
- ④完了予定日が変更した
- ⑤設備が変わった（型式、メーカー、サイズ等）
- ⑥事業をやめた

A. いずれの場合も速やかに変更（廃止）申請書の提出をお願いします。

3 その他

Q. 「一般住宅」とは、どのような建物が該当しますか？

A. 「一般住宅」とは、「個人用住宅（個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅）」となります。店舗と住宅が併設された建物は「事業者対象」となります（純粋に住宅のみに導入する場合は「一般住宅対象」となります）。

Q. 「事業者対象」で対象となる建物をおしえてください。

A. 一般住宅以外の「アパート」や「マンション」、「事務所」、「店舗」、「工場」、「研究所」、「畜舎」等の一般住宅以外の建物となります。

Q. FIT・FIP制度の認定は不可能とのことですが、認定を受けない通常の売電も禁止されるのでしょうか。

A. 法定耐用年数中、禁止されるのはFIT・FIP制度の認定を受けることであり、通常の売電自体は禁止していません。いわゆる「非FIT」「非FIP」の売電は可能です。

Q. 一般町民（個人事業主ではない）が重点対策加速化事業で受けた補助金を受けた際には、確定申告は必要ですか？

A. 補助金交付金額と他の一時所得を含めた金額が50万円を超える場合には、確定申告が必要です。ただし、確定申告をする際に『国庫補助金等の総収入金不算入に関する明細書』を提出する事により補助金交付金額は課税対象外となります。

また、住宅購入の場合については、交付を受けた住宅について住宅ローン減税の適用を受ける場合、補助金の額は住宅の取得対価から控除されます。

Q. 消費税は補助対象経費に含まれますか？

A. 含まれます。

ただし、簡易課税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告後、速やかに消費税の確定申告書の提出をお願い致します。免税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告時免税事業者であることが証明できる書類のご提出をお願い致します。

また、消費税の課税方式が本則課税の場合は、消費税は補助対象経費に含まれません。税抜き額で申請を行ってください。